

厚生労働大臣

福岡 資麿 様

「HPVワクチン接種の期間延長」に関する要望について

令和4年度よりHPVワクチンの個別勧奨が再開となり、特に予防接種法の定期接種の対象期間を過ぎた平成9年度から平成19年度生まれの女性は、キャッチアップ接種として令和7年度末まで公費負担にてワクチンを接種することができる救済措置が設けられています。

本年9月以降、救済措置の終了期間が近づいたこと及び自治体やマスコミ報道等によるキャンペーンの結果、接種率が向上してきました。一方で、急激な需要増に伴い、ワクチン不足となり、現在メーカーによる限定出荷の措置が継続しており接種希望者が接種できない状況となっています。

11月27日の厚生科学審議会において、キャッチアップ接種対象者及び高校1年生相当の女子に対する1年間の期間延長が議論されましたが、「年度内に1回接種済の者を対象とする」という条件付の方針であり、実際に救済措置期間に本人が接種を希望してもワクチン不足により受診予約自体ができず、その解消の目途が立たない中では負担の不均衡にとどまらず、貴重な接種機会を逃してしまうことが強く危惧されています。

定期接種として、接種機会を確保することが必要であり、下記事項について要望いたします。

記

1. HPVキャッチアップ接種対象者等の救済措置期間の延長にあたっては、「令和6年度内に1回接種済みの者を対象」という条件を付さないこと
2. 国の責務としてワクチン不足とならないよう体制を整えること

以上

令和6年12月26日

特別区長会会長

吉住 健一